

令和 5 年 3 月 28 日

伊達市職員の懲戒処分について

伊達市では、次のとおり職員の懲戒処分を行ったので報告します。

1 被処分者等に対する懲戒処分

①被処分者

被処分者に関する事項	懲戒処分
財務部 係長級職員 37歳 男性	減給 1 箇月（10分の 1）

②管理監督者

管理監督者に関する事項	懲戒処分
総務部 課長補佐級職員 48歳 男性	減給 1 箇月（10分の 1）
財務部 課長級職員 51歳 男性	減給 1 箇月（10分の 1）
財務部 部長級職員 60歳 男性	戒告

※所属・職名等については、処分発令日現在

2 懲戒処分発令日 令和 5 年 3 月 27 日

3 事案の概要

①概要

令和 4 年 6 月、令和 3 年 2 月の福島県沖地震で被害のあった伊達市斎場について、市民生活部から財務部に対し、地震災害見舞金（以下「見舞金」）の適用の可否を照会し、当該事務を担当する財務部が確認したところ、市所有の建物に係る見舞金申請を行っていなかったことが発覚しました。詳細を確認したところ、当該地震で被害のあった他施設の見舞金申請も行っていませんでした。

当該見舞金の事務の担当である財務部は、地震当時（令和 2 年度）において、被害施設に関する被害状況の集約を行いました。令和 3 年度に入り、その後の見舞金申請事務を行いませんでした。

事案発覚後、市が加入する保険団体との協議等を行い、遡及適用を要望しましたが、規定上、申請期限を過ぎての受付はできないものとなりました。

このことにより、本来受けるべき見舞金を受けることができなかったものです。

未申請件数 56施設

見舞金見込額 9,390,000円

※件数は発災直後報告のあった建物の数

※額は報告のあった建物の復旧修繕費用（82,331,469円）から試算

②原因

新担当者が引継ぎ内容を十分理解できていなかったことにより、事務を執行しませんでした。

また、課内においては、情報共有は行っていましたが、当該見舞金事務に関する上司による進捗状況等の確認や、係員から上司への相談が十分に行われず、事務未執行を防ぐことができませんでした。

4 再発防止策

事務引継ぎ時における理解不足を防ぐため、文書による引継ぎや係長同席の引継ぎを徹底させるとともに、課内・係内会議の定期的な開催や所属長と係員の個別面談により、情報共有を行います。情報共有においては、年間事業計画等に基づき、必ず進捗確認を行い、事務遅延等を防止することとします。

また、本事案を含め、過去に発生したリスク事案に関する事務研修を実施し、再発防止に努めます。